

編集・発行

福島市飯坂消防署

福島市飯坂町字銀杏6-13

電話 542-2986

FAX 542-6544

令和3年11月第181号

飯坂消防だより



消防法令に基づいて設置されている旧規格消火器は、**2021年12月31日**までに交換が必要です！



消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは、**2021年12月31日**までです。

2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、
交換が必要です！



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です！



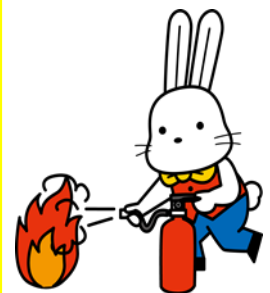
普通火災用

油火災用

電気火災用

消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です！

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。ご家庭等に自主設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。





11月9日は119番の日！！



通報時のポイント・お願い

(1)通報時はあわてずに！

119番通報は慌ててしまう場合が多くありますが、指令センターから聞かれた内容に正確に、簡潔に答えてください。通報者の正確な通報内容は、消防隊や救急隊が行う現場活動に役立ちます。

(2)応急処置にご協力ください！

意識や呼吸がない場合や出血が続いている等の場合は、救急隊が到着するまでの間、現場にいる方に応急処置をお願いする場合があります。特に意識・呼吸がない場合には救急隊が到着するまでの応急処置がとても重要です。

(3)救急車の適正利用にご協力ください！

救急車は、緊急性を第一としています。「119番すればすぐに来てくれる」「救急車で病院に行けば優先的に診てもらえる」などでの救急要請が見受けられます。救急車利用のルールとマナーを守ることが、本当に重篤な傷病者の命を救うことにつながることを認識していただき、救急車の適正利用にご協力をお願いいたします。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣



6つの対策



住宅火災から大切な命を守ろう！！

近年の住宅火災における死者を見ると、65歳以上の高齢者の占める割合が約7割と高い水準で推移している状況です。

近年の火災を取り巻く環境の変化や、高齢者の生活実態を踏まえ、平成12年に総務省消防庁より作成された「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」から、「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」へ改正となりましたので紹介します。

